

別紙

諮問第1779号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2024年5月に公表された『国連ビジネスと作業部会』報告書の神宮外苑の項目に対する政府コメントの作成に際し、都が国から求められて提出した都の意見（英文、日本語文）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年7月26日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和6年（2024年）5月に公表された「ビジネスと人権」作業部会訪日報告書（以下「本件報告書」という。）の記述に関し、「神宮外苑」の部分について東京都が意見を検討・作成し、外務省に提出した文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条5号及び6号に該当することを理由として本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年9月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月25日に実施機関から理由説明書を收受し、令和7年12月26日（第264回第二部会）から令和8年2月13日（第266回第二部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都における外国諸機関との連絡調整等

実施機関は、外国の諸都市や政府、国際機関等から東京都に寄せられる要人の来都や外国船寄港等の通報、便宜供与依頼や資料請求等の様々な事案を処理している。また、東京都の施策を推進する上で必要な諸外国の理解と協力を得るため、在京大使館、外国諸機関、外務省等との連絡調整や情報交換などを行っている。さらに、職員の海外渡航時における外務省への便宜供与依頼等、庁内各局や区市町村の国際施策を支援する取組も実施している。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件報告書について、外務省が日本政府としての同報告書に対する文書（以下「本件政府コメント」という。）を作成するに当たり、同報告書の「神宮外苑」の部分に関し、実施機関が東京都の意見として外務省に提出した文書である。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件不開示決定は不当であり、開示は可能である旨主張する。

これに対し、実施機関は、以下のとおり説明する。

本件対象公文書は本件政府コメントを作成する検討過程内の文書であり、これが公にされると、将来、東京都を含む地方公共団体と国の機関の間で類似の事案が発生する際の双方の率直な意見交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例7条5号に該当する。

また、外務省による文書の具体的な検討・編集の内容及び東京都とのやり取りの詳細が明らかになることにより、国の外交関係事務の意思決定の過程が公になり、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号にも該

当する。

審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件対象公文書は、これが公になると、今後、外部からの干渉、圧力等により、実施機関と国との間の率直な意見交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるほか、実施機関に対する外務省（国）からの信頼を失い、今後、外務省から東京都への多岐にわたる情報提供が途絶えることにより、都市外交業務全般へ大きな影響があることが懸念され、事務の適正な遂行にも影響を及ぼすものであるとのことであった。

審査会が検討したところ、本件対象公文書は、本件政府コメントの作成に係る国と実施機関との間の内部の検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることで、今後、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が不当に妨げられるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ね、実施機関による必要な情報収集等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の実施機関の説明は首肯できるものである。

以上のことから、本件対象公文書は条例7条5号及び6号に該当し、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子